

市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

子育て支援を推進する 制度条例案にご意見を



市では、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援を総合的に推進するため、平成27年度から「子ども子育て支援新制度」を開始する予定です。この制度を実施するために制定する次の条例・規則(案)にご意見を募集します。ご意見は個人情報を除き、市ホームページなどで公開する予定です。

子ども子育て支援新制度の内容

- ① 幼児期の学校教育・保育の総合的なサービスの提供：認定こども園の普及促進など
 - ② 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実：親子の交流の拠点や一時預かり場の充実など
 - ③ 保育の受け入れ人数の確保：保育所などの利用調整や、低年齢児を対象とした小規模保育の体制強化など
- 意見を募集する条例・規則(案)▼**
- 幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例
 - 家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例
 - 特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例
 - 特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
 - 放課後児童

健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例 ● 保育の必要性の認定に関する規則

意見募集期間▼4月10日(木)から5月9日(金)まで

閲覧場所▼子ども総務課(市庁舎3階)、資料閲覧コーナー(市庁舎1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター

*市ホームページでも閲覧可。

意見の提出方法▼閲覧場所にある用紙に必要事項を書いて回収箱に投函するか、住所、氏名、電話番号と意見を書いて、子ども総務課へ郵送、FAX、Eメールで。電話、口頭では受け付けません。
〒010-8560 秋田市子ども総務課 FAX(866)2405
Eメール n-chs@city.akita.akita.jp

● 問い合わせ 子ども総務課 ☎(826)9050

児童館で活動する 児童厚生員を募集します

児童館で、子どもたちの活動をお手伝いする児童厚生員(非常勤嘱託職員)を募集します。子ども育成課(市役所3階)、またはホームページにある募集要項をご覧ください。応募資格▼保育士資格か教員免許があるかた

雇用期間▼5月1日(木)から来年3月31日(火)まで(更新あり)

応募方法▼資格証明書の写しと履歴書を4月16日(水)(必着まで、〒010-8560 秋田市子ども育成課へ郵送または直接持参)

面接試験▼4月18日(金)

● 問い合わせ 子ども育成課

☎(826)9048

介護保険運営協議会の 委員を募集します

市の介護保険に関する事項を審議する、運営協議会の委員を募集します。

募集人数▼介護経験があり、福祉や社会保障全般に理解があるかたで、第1号被保険者(65歳以上)のかた2人、第2号被保険者(40歳〜64歳)のかた2人。いずれも選考により決定します

任期▼任命を受けてから1年以内
応募方法▼原稿用紙2枚程度に「介護を通じて感じたこと」を書いて、4月18日(金)まで介護保険課(市役所福祉棟2階)へお持ちください

● 問い合わせ

介護保険課 ☎(866)2069

地域づくり交付金の 報告会・説明会を開催

町内会や地区振興会などが行

う、個性ある地域づくりや課題解決に向けた活動を支援する「地域づくり交付金」の、平成25年度実績報告会と26年度募集説明会を各地域ごとに開催します。直接会場へお越しください(申込不要)。

各地域の日時と会場

東部・南部・中央：4月10日(木)午後2時〜、文化会館5階大会議室

西部：4月10日(木)午後2時〜、西部市民サービスセンター

北部：4月11日(金)午前10時〜、北部市民サービスセンター

河辺：4月10日(木)午後6時〜、河辺市民サービスセンター

雄和：4月10日(木)午後3時〜、雄和市民サービスセンター

平成26年度の申請受付

対象となる活動▼防災、防犯、交通安全、環境整備、美化、世代間交流など

交付額▼1件につき5万円〜50万円
申請期間▼4月14日(月)から5月30日(金)まで

相談窓口▼東部・南部：中央地域のかたは、市民協働・地域分権推進課(市役所分館2階) ☎(866)2764へ。その他は、各地域の市民サービスセンターへ。西部 ☎(888)8080、北部 ☎(845)2261、河辺 ☎(882)5421、雄和 ☎(886)5550

● 問い合わせ 市民協働・地域分

権推進課 ☎(866)2764

●人口▶319,580人(-286) …2月分 出生▶140人
 ・男▶150,201人(-171) 死亡▶278人
 ・女▶169,379人(-115) 転入▶415人
 *1年前の人口▶321,121人 転出▶563人
 ●世帯▶133,882世帯(-147) ()内は前月比



「あきたし農委だより」が全国コンクール特別賞に

秋田市農業委員会が発行する広報紙「あきたし農委だより」(年2回発行)が、平成25年度の全国コンクールで、この度初めて特別賞を受賞しました。

農委だよりは、市内の農家に配布していますが、市ホームページでもご覧になれます。秋田市農業委員会事務局 ☎(866)2270

秋田市国保・日帰り人間ドックの申請受付

秋田市国民健康保険の日帰り人間ドックの受診申請を、4月8日(火)から14日(月)までの平日に受け付けます。詳しくは、広報あきた3月21日号7ページをご覧ください。

*実施医療機関のうち、秋田組合総合病院の名称が、4月から「秋田厚生医療センター」に変わりました。

●問い合わせ

特定健診課 ☎(866)8903

民間団体などが行う保健福祉活動に助成

高齢者や障がい者、児童などを対象として、民間団体が自主的に

行う保健福祉活動に補助します。申し込みは4月30日(水)まで。
対象▶在宅福祉の普及・向上を目的とする活動、健康や生きがいづくりを推進する事業、ボランティア活動を活性化する事業

●問い合わせ

福祉総務課地域福祉推進室 ☎(866)2090

後期高齢者医療の保険料決定通知を発送

4月の年金から後期高齢者医療の保険料引き落としが始まるかたへ、4月上旬に「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」をお送りします。

通知書に書いてある保険料は、平成24年中の所得から仮算定したもので、4月・6月・8月の年金から引き落とされる額です。
次の①②ともに満たすかたに通知書を発送します

- ①平成25年6月1日から10月2日までに75歳になったかた、または同期間に秋田市に転入、もしくは年金の受給が始まった75歳以上のかた
 - ②年金が年額18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の2分の1以下のかた
- ①②以外のかたの保険料は…
 ・平成26年2月の年金から保険料

が引き落とされたかた▶
 引き落とされた保険料と同額が4月・6月・8月の年金から引き落とされます

・納付書または口座振替のかた(平成25年10月3日以降に75歳になったかたを含む)▶
 納付は7月からです。ただし、年金の年額が18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の2分の1以下のかたは、10月から年金引き落としとなります

●問い合わせ

後期高齢医療課 ☎(866)2513

後期高齢者医療保険の早期加入

後期高齢者医療保険は、原則75歳以上のかたが加入する健康保険ですが、次の手帳をお持ちのかたは、65歳の誕生日以降に加入することができます。収入によっては、現在加入されている健康保険より、保険料が安くなる場合があります。加入希望のかたは、後期高齢医療課へお問い合わせください。

対象となる手帳▶

身体障害者手帳1〜3級および4級の一部、療育手帳A、精神障害保健福祉手帳1〜2級

●問い合わせ

後期高齢医療課 ☎(866)2513

コンポスターの購入費を補助



生ごみを堆肥にする容器(コンポスター)の購入費を補助します。ご希望のかたは、必ず購入前に申請してください。ただし、平成24・25年度に2基の購入補助を受けたかたは申請できません。

補助額▶購入費の2分の1(1基につき上限3千円。1世帯2基まで)

申請▶世帯の代表者が申請してください。各窓口にある申請書(印鑑が必要)で申し込むか、環境都市推進課へ郵送してください。申請書は、市ホームページからもダウンロードできます

申請期間▶12月26日(金)まで

窓口▶環境都市推進課(〒011-0904 寺内蛭根三丁目24-3)、市民相談センター(市役所1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所、各地域センター

*受け付け後、市から補助事業利用証明書と登録販売店一覧などをお送りします。

新規登録販売者を募集▶新たに補助対象容器を販売する個人・法人は、登録が必要です。環境都市推進課へお問い合わせください

●問い合わせ 環境都市推進課 ☎(866)2943